

第1回 第2次振興計画町民検討会議次第

日時：平成21年9月27日（日） 午後1時30分～
場所：本郷庁舎2F ふれあいセンター

1 開 会

2 町長あいさつ

3 参加者自己紹介

4 議題

（1）会津美里町第2次振興計画の策定方針等について

（2）町民参画による総合計画策定の進め方

JMAC 構造改革推進セクター 星野芳昭

（3）班別検討「わがまちの現状」

5 そ の 他

- ・次回以降会議日程の確認

6 閉 会

■講師紹介■

星野 芳昭(ほしの よしあき) 氏
経営改革プロデューサー

JMAC構造改革推進セクター 事業責任者 シニア・コンサルタント

昭和56年から民間企業のビジョン策定、組織改革、業績評価、人事評価、人材育成に関するコンサルティングに従事。官公庁の計画策定受託とは異なり、プロジェクトチームを編成してトップや管理職層の教育訓練や実践指導を行う。平成2年、現在の行政評価システムの基本となる仕事の目的設計、成果測定手法を開発。平成7年、三重県で全国で初めての行政評価システムの導入を支援する。以降、これまで300近くの都道府県、市町村に対して助言や指導を行っている。千葉県市川市、埼玉県草加市等では、行革懇話会や第三者評価委員等を委嘱される。平成11年5月から5年間、月刊「地方分権」、月刊「ガバナンス」にて行政経営改革に関する記事を連載。平成11年8月より平成12年12月まで総務庁政策評価等研究会メンバーとして国の政策評価制度の指針づくりと法案作成に携わる。以降、文部科学省の政策評価の有識者会議メンバー、職員に対する研修指導を実践。国土交通省や内閣府経済財政諮問会議等にも政策評価や予算編成のあり方についての助言を行っている。米国、欧州、韓国でも行政評価に関する講演を実施。平成18年より総務省自治大学校において行政評価に関する集中研修を担当している。

第1回 振興計画町民検討会議

H21. 9. 27

振興計画とは？

●地方自治法第2条第4項

○市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

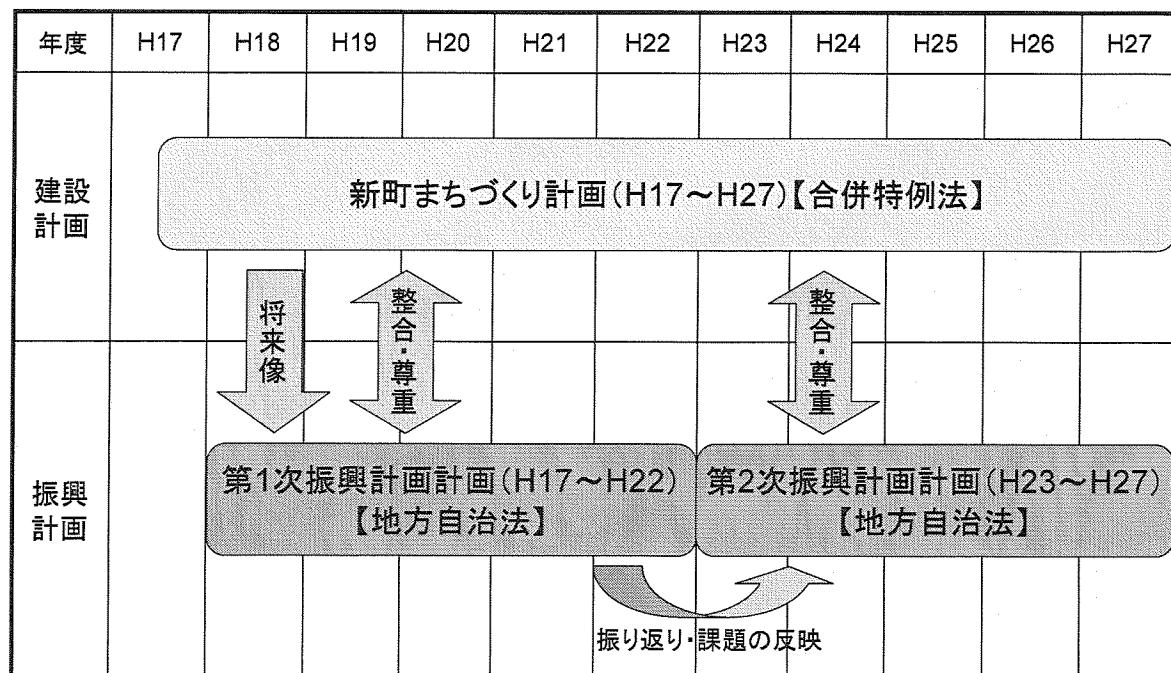
●総合計画(振興計画)の構成

- 基本構想:将来都市像、基本方向
- 基本計画:施策の体系
- 実施計画:事務事業

新町建設計画とは？

- 市町村の合併の特例に関する法律(旧法)
 - 第5条
 - 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。
 - 合併市町村の建設の基本方針
 - (省略)
 - 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

振興計画と建設計画の関係



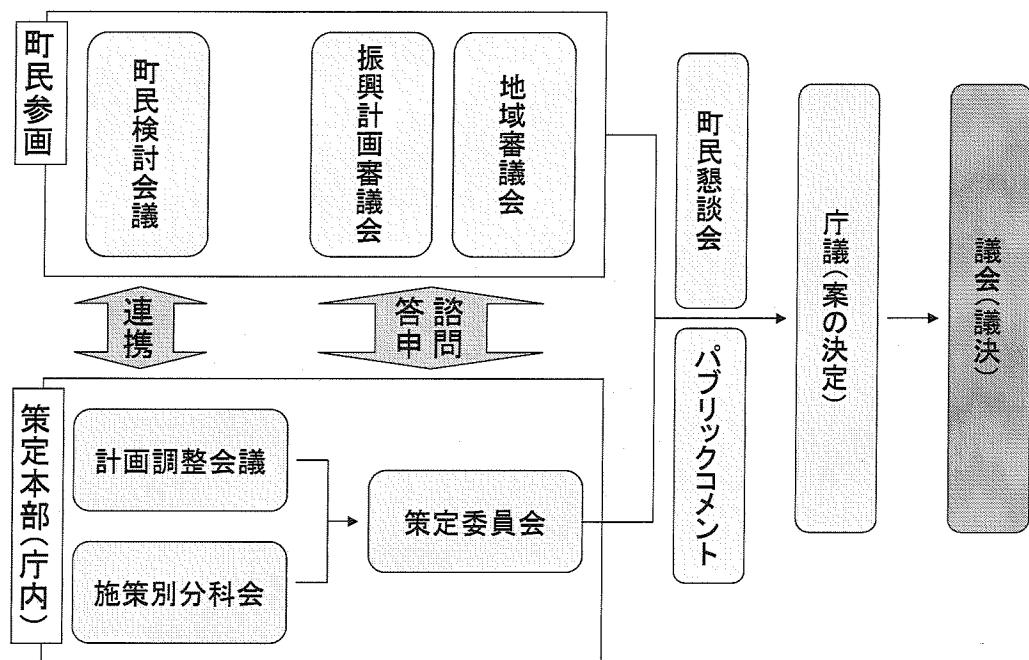
計画体系

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
建設 計画	新町まちづくり計画(10年)										
基本 構想	第1次振興計画基本構想(5年) 第2次振興計画基本構想(5年)										
基本 計画	第1次振興計画基本計画(5年) 第2次振興計画基本計画(5年)										
実施 計画	財政計画(H18～H22) 実施計画(H23～H25) 実施計画(H24～H26) 実施計画(H25～H27)										

基本方針

1. 町民参画を前提とした振興計画
 - まちづくりの「課題」を明確にする
 - 行政と住民の「役割分担」を明確にする
2. 目指すべき将来像の明確化
 - まちづくりの課題を「施策」として位置づける
 - 「指標」を設定する
 - 「数値目標」を掲げる
3. 行政評価を活用した計画策定と進行管理
 - 結果を振り返り次の計画と実施に反映させる
 - 計画 → 実施 → 評価 → 計画 …

策定体制



*町民検討会議の役割

- ・町民検討会議の意見を踏まえて策定本部が作成する原案に対しての意見交換・修正
- ・策定本部との共同作業による原案の作成

策定スケジュール

